



No.596
3 分間
税ミナール
令和5年8月23日

ヤマダ総合公認会計士事務所
代表 山田良平

〒124-0012
東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル
TEL:03-3694-6091
FAX:03-3691-6680

東商、事業承継税制の申請期限の延長・恒久化を要望

東京商工会議所はこのほど、事業承継対策委員会における議論を踏まえ、「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見」をとりまとめ、発表しました。意見書では、中小企業経営者の高齢化が進み、休廃業を選択した事業者の半数以上は直近の決算が黒字であり、このままでは中小企業の「価値ある事業」が失われていく恐れがあり、さらに、その黒字の割合は近年減少傾向にあるため、事業承継対策は急務となっていますと、しています。

そこで東商は、資産承継対策の重要な支援施策であり、期限が迫っている事業承継税制の延長・恒久化などを要望しました。

要望の所以は、事業承継税制(特例措置)は平成30年に抜本拡充された、自社株式を贈与・相続した際の税金が全額猶予され、一定の条件により猶予税額が免除となる税制ですが、その特例措置の適用期限は令和9年12月までとなっており、タイミングが合わず、利用したくてもできないという事業者も存在するためです。

また、事業承継税制(特例措置)の適用の前提となる「特例承継計画」の提出期限(申請期限)は令和6年3月までと期限が迫っているため、意見書では、事業承継税制の延長・恒久化(国・東京都)を、新たに重点要望として掲げています。具体的には、事業承継税制特例措置の申請期限の延長(令和6年3月末→9年12月末まで)や、対象株式制限の撤廃や雇用維持要件の弾力化、納税猶予割合100%への引上げなど、事業承継税制一般措置の拡充(令和10年1月から)です。

そのほかの要望項目としては、1)事業承継税制の周知と正しい理解の促進、支援機関・税理士などの専門家・地域金融機関などを巻き込んだ対策の推進(国・東京都)、2)事業承継税制の制度改善(国)として、都道府県への年次報告書・税務署への継続届出書の一本化、提出書類の不備に対する宥恕規定の明確化等、3)事業承継税制適用後の支援・相談体制の充実(国・東京都)があります。

さらには、4)自社株式を含め資産全体を踏まえた相続対策(遺留分への対応等)の推進、税理士・弁護士などの専門家の活用、5)分散した株式の集約に向けた取組みの重要性の周知と支援強化(国・東京都)として、従業員承継での株式買取資金確保に向けた制度融資(日本政策金融公庫・信用保証制度等)の活用促進、などを要望項目として掲げています。

「中小企業の円滑な事業承継の実現に向けた意見概要(東京商工会議所)」(令和5年7月13日)は、こちらからご覧いただけます。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1034533>

